

令和2年4月30日

保護者様

京都府立向日が丘支援学校  
校長 平岡 克也

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業期間の延長について

28日に取り急ぎメールにて概要のみお伝えしましたが、京都府教育委員会は、「感染収束の見通しが確実となっていないことに加え、ゴールデンウィーク後の状況を見極める必要があること」から全ての府立学校について臨時休業期間を延長することとしました。

この決定は、28日には本校のある長岡京市でも新たな感染者が確認されているような現状を考えれば「仕方が無い」と思いますが、一方で「もうすぐ学校に行ける」と期待いっぱいの気持ちであったであろう子どもたちや保護者の方々の心情としては、本当に落胆されたことと思います。そして、その気持ちは、私たちも同様です。

学校としては、感染拡大防止に全ての教職員が最大限の注意をはらい、自らの行動を抑制することを基本にしながらも、先の見えない中、少しでも子どもたちが自宅で学べるような方法を模索することや再開時に向けてたくさんのアイデアが詰まった教材を準備することなどに一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

私たちは、心から子どもたちが学校に戻ってくる日を待っています。

そして、子どもたちも、御家族のみなさんも、誰一人感染することがないようにと祈っています。

どうかどうか健康でいてください。

### 記

#### 1 臨時休業延長期間

令和2年5月7日（木）～5月31日（日）

- ・京都府教育委員会は、「地域の感染状況等を踏まえ、短縮や延長を行うことがある。」としています。休業期間終了の確定または変更について、決定次第PTAメールにて連絡します。併せて本校のHPにてお知らせします。

#### 2 休業期間中の各家庭との連絡について

- ・各家庭への学校からの連絡事項は、PTAメールにて行います。未登録の方は、登録手続きをお願いします。また、どうしても難しい場合は、学校に御連絡ください。
- ・本校では、引き続き感染拡大防止のため全教職員を3つのグループに分け、交代で出勤する勤務体制をとります。そのため、学校に御連絡いただいたときに、担任等が在宅勤務中の場合があり、その場で対応ができないことが予想されます。その場合には、出勤している教職員が用件をうかがい、必要に応じて担任等と連絡をとって対応します。外部との連絡は出勤している教職員が行いますので、御理解をお願いします。
- ・児童生徒、御家族の健康状態に十分に御留意いただき、外出は控えていただきますようお願いいたします。また、発熱が続くなど、新型コロナウイルス感染が疑われる場合には、主治医等に御相談いただくとともに、必ずすぐに学校に連絡をお願いします。

(17時半以降と休日は、留守番電話のガイドによる緊急連絡先にお電話ください。)

- ・児童生徒の状況把握のため、以下のように学校から各家庭に電話を入れさせていただきます。御協力をお願いいたします。

5月12日(火)：小学部・中学部 5月13日(水)：高等部

5月21日(木)：小学部・中学部 5月22日(金)：高等部

- ・その他、御相談等がありましたら、いつでも学校までお届けください。

#### 4 臨時休業期間中の児童生徒の受入について

以下のように、学校において児童生徒の受入を行います。

##### (1) 受入の要件

全ての児童生徒を対象とし、その中で次の要件を満たす子どもを受け入れます。

- ① 保護者等が就業等によりやむを得ず養育ができない状況にあること
- ② 放課後等サービス等の利用の都合がつかない状況にあること
- ③ 本人及び家族に発熱等の風邪症状がないこと

(2) 期 間 令和2年5月7日(木)から5月29日(金)まで(休日を除く)

(3) 受入時間 9時から11時30分までの間の必要とされる時間

(4) 登校方法 通常の「短縮ダイヤ」によりスクールバスを運行します。

・その他の登校方法も可とします。

・当日欠席の場合は、バス携帯に連絡を入れてください。

(5) 昼 食 引き続き、飲食の機会の感染リスクが高いことから昼食を挟んでの受入は実施しませんので、申し訳ありませんが御理解をお願いいたします。

(6) 受入人数 各日、各学部5名程度を上限とします。

・総合的にその日の受入が難しい場合には、お断りすることがあります。

(7) 申し込み方法 子どもの居場所を確保できない場合は、5月1日(金)以降の9時から15時までの時間帯に学校への電話によって当日出勤の管理職に申し込んでください。依頼の理由、希望する日時等を聞き取らせていただきます。

(8) 児童生徒の活動 教育課程に基づいた授業は実施しません。

(9) 持ち物 水筒、その他(児童生徒が学校で過ごすために必要なもの)

(10) その他 臨時受入の場合も「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」と同様の対応を行います。御家庭においても同様をお願いいたします。